

秋田地方最低賃金審議会

秋田県自動車(新車)、自動車部分品

・ 附属品小売業最低賃金専門部会

## 議 事 録

令和7年度 第1回

令和7年10月22日(水)開催

1 日 時 令和7年10月22日(水) 10時00分～12時30分

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出 席 者

公益委員 3名中3名出席

伊藤慎一 嵯峨 宏 堀井 潤

労働者委員 3名中3名出席

小野寺郁哉 保坂 元 三浦孝博

使用者委員 3名中3名出席

伊藤 修 小原原欣也(途中退席) 佐々木俊幸

[事務局] 秋田労働局

山口労働基準部長 佐藤賃金室長 佐藤賃金室長補佐

我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (3) 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の金額審議について
- (4) その他

5 配付資料

- 資料番号1 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会委員名簿
- 資料番号2 令和7年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
- 資料番号3 各特定最低賃金専門部会開催予定日一覧表
- 資料番号4 秋田地方最低賃金審議会 令和7年度審議方針
- 資料番号5 秋田県特定最低賃金の改正決定について(諮問文の写)
- 資料番号6 秋田地方最低賃金審議会 運営規程
- 資料番号7 秋田地方最低賃金審議会 専門部会運営規程
- 資料番号8 秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書
- 資料番号9 特定最低賃金について(決定・改正までのプロセス)

資料番号 10	参考人意見書（労働者側）
資料番号 11	参考人意見書（使用者側）
資料番号 12	改正申出に係る協約等の最低賃金額調（自動車(新車)等小売業）
資料番号 13	令和7年度 賃金実態調査結果報告（特定最低賃金）
資料番号 14	特定(産業別)最低賃金対象産業（自動車(新車)等小売業）
資料番号 15	秋田県内経済情勢報告(令和7年7月 秋田財務事務所)
資料番号 16	県内金融経済概況(2025年9月24日 日本銀行秋田支店)
資料番号 17	短期経済観測調査(2025年9月調査 日本銀行秋田支店)

## 6 議事内容

### ○杉本賃金調査員

ただ今から、令和7年度秋田地方最低賃金審議会「第1回秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会」を開催いたします。委員の皆様には、ご多忙の中、専門部会の日程確保にご協力いただき、誠にありがとうございました。

今年度第1回目の専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出されるまで、事務局で議事進行させていただきます。

本専門部会委員の任命につきましては、本年9月25日付けで行っております。ご就任いただきました委員の皆様は、資料番号1「秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会委員名簿」のとおりでございます。

委員紹介をさせていただきます。公益代表 伊藤慎一委員、嵯峨委員、堀井委員。労働者代表 小野寺委員、保坂委員、三浦委員。使用者代表 伊藤修委員、小河原委員、佐々木委員。委員の皆様におかれましては、結審までよろしく願いいたします。また、辞令につきましては、机上の封筒に入れさせていただいておりますので、ご確認ください。

本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める定数以上の出席が得られましたので、本専門部会は成立しましたことをご報告いたします。

次に、事務局であります秋田労働局の職員を紹介させていただきます。初めに、労働基準部長の山口です。続いて、賃金室職員でございますが、賃金室長の佐藤です。室長補佐の佐藤です。賃金指導官の我妻です。私、賃金調査員の杉本でございます。何かと不行き届きな点もあろうかと思いますが、どうぞ、よろしくお願いいたします。

議事に先立ち、山口労働基準部長より挨拶を申し上げます。

### ○山口労働基準部長

基準部長の山口でございます。

本日は、大変お忙しい中、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金

専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。

委員の皆様には、日頃より労働行政の推進に格別のご理解ご協力を賜っておりますとともに、本年度の専門部会委員をお引き受けいただきましたことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、皆様すでにご存じのとおり、秋田県最低賃金につきましては、令和8年3月31日から現在の時間額951円を80円引上げまして1,031円となりますが、この地域別最低賃金につきましては県内で働く全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして、地域ごとに決定することが行政機関に義務付けられているものでございます。

その一方、本日からご審議いただく特定最低賃金につきましては、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されているものであります。

そのため、特定最低賃金につきましては、セーフティネットとしての地域別最低賃金とは異なり、関係労使のイニシアティブにより決定されていくべきものであります。

各専門部会の委員の皆様には、春季生活闘争での大幅賃上げや地域別最低賃金の大幅引き上げが行われた一方で、エネルギーコストや労働力確保のための人件費の増加、原材料費の高騰などの経済・雇用情勢等への影響が懸念される中で審議いただくこととなります。

特定最低賃金の趣旨を踏まえまして、各産業の状況や動向等についても十分ご審議いただきながら全会一致の議決に向けましてご審議いただきますようお願いいたします。

委員の皆様には大変なご負担をおかけすることになるかと思いますが、十分にご審議と円滑な専門部会の運営にご理解ご協力をお願いいたしまして、簡単ではあります私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

#### ○杉本賃金調査員

それでは議事に入ります。議題の1は「秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について」です。部会長及び部会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項並びに第4項の規定の例により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされておりますが、本専門部会におきましては、従来、公益代表委員の間で互選をしていただき、その結果について労使委員双方から承認を頂いてまいりました。今回も従来の進め方でご異議ございませんでしょうか。

#### ○委員多数

異議なし。

#### ○杉本賃金調査員

ご異議なしとの声があったので、従来どおり進めさせていただきます。

専門部会に先立ち行われました、公益代表委員による、部会長及び部会長代理の互選について、公益委員を代表して、嵯峨委員から報告をお願いいたします。

#### ○嵯峨委員

公益委員で、事前に互選しましたところ、部会長に伊藤委員、部会長代理に堀井委員との結果となりましたことを報告いたします。

#### ○杉本賃金調査員

ただ今、嵯峨委員から部会長に伊藤委員、部会長代理に堀井委員を互選したとの報告をいただきました。労使委員からご異議等ございますでしょうか。

#### ○委員多数

異議なし。

#### ○杉本賃金調査員

ご異議なしということですので、部会長に伊藤委員を、部会長代理に堀井委員を選出することで承認をいただきました。

それでは、これからの議事進行は伊藤部会長をお願いいたします。

#### ○伊藤部会長

部会長と認めていただきました伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

先立ちまして、ここ数年、秋田県最低賃金が大幅に引き上げられている中で、改正の必要性の有無の審議から皆様方に真摯に議論をしていただいた結果、必要性有との結論に至り、こうして専門部会での金額審議を行うこととなりました。秋田県においても全国的な流れと同様に最低賃金が大幅に引き上げられており、人手不足や物価上昇など様々な環境が変化しております。

特定最低賃金につきましては労使双方のイニシアティブによる合意形成が何より重要であり、今年度も「全会一致」での結審に向けて鋭意審議を重ねてまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力を何卒よろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります。本日審議する議題は、議題2「秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に関する関係参考人意見書について」、議題3「秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の金額審議について」、議題4「その他」となっております。

審議を開始するに当たり、事務局から何か説明することはありますか。

## ○佐藤賃金室長

私の方から資料説明をさせていただきます。お手元の緑の冊子のほかに、机上配付しております、「自動車小売業最低賃金改定状況」こちらは、全国の自動車小売の最低賃金の改定状況となります。ご覧いただければわかるとおりでありますが、左側の都道府県名に網掛けをしております、広島、青森については、今年度初めて「必要性なし」との結論になったところ です。

もう一つ、「秋田県最低賃金額の推移」をご覧ください。皆様ご存じかと思いますが、他の3つの特定最賃におきましては、すでに結審し、秋田労働局長へ答申されている状況です。金額については、こちらの記載のとおりでございます。

それでは冊子の資料の説明をさせていただきます。資料番号2の令和7年度答申日別最短効力発生予定日一覧表をご覧ください。この表は、10月中に答申があった場合の法定発効の予定日を表しています。一番左に答申日がございますが、例えば、本日、10月22日に答申をいただければ一番右側にあります、12月20日に発効になるという早見表でございます。

指定日発効の場合でも、発効までは、答申日以降、異議申し出や官報公示を経て初めて発効となりますので、円滑な審議会運営にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、資料番号3をご覧ください。第1回、第2回専門部会の開催予定一覧です。メールでご連絡させていただきましたとおり、例年第1回専門部会は4特賃合同で開催しておりましたが、今年度はどうしても委員の皆様の都合があわず、部会のどれかが定数を確保できず成立しない状況となることから、今年度は4特賃それぞれで第1回専門部会を開催することといたしました。

次に資料番号4をご覧ください。7月14日に開催されました第1回本審でご承認いただいております今年度の審議方針でございます。特に、この審議方針の1の「審議の効率化」についてですが、1の(1)のエに『各専門部会において、各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令「第6条第5項」を適用すること。』とありますのは、審議の効率化を図るために設けられた項目でございます。具体的には、各専門部会において全会一致での結審となった場合には最低賃金審議会令「第6条第5項」を適用して本審の決議とすることができるというものです。全会一致での結審となるようご協力をお願いいたします。

次に資料番号5でございますが、これは特定最低賃金の改正決定の諮問文の写でございます。この写にありますとおり令和7年9月10日に労働局長から審議会会長に諮問がなされております。

次に資料番号6は、秋田地方最低賃金審議会運営規程でございます。また、資料番号7は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程でございます。詳しくは後ほどお読みいた

だきたいと思いますが、特に、ご承知おき願いたいのは、資料番号7の秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程の第7条「会議の公開」と第8条「議事録及び議事要旨」でございます。

第7条第1項には会議は、原則として公開すると書かれておりますが、近年、最低賃金に関する社会的関心が高まっており、審議会の透明性が求められているところです。

ただし、金額審議等で「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。」と判断された場合には、部会長が会議を非公開とすることができるということとなっております。

金額審議におきましては、例年、非公開としておりますが、その都度、部会長から非公開の理由を明示していただき、委員の皆様のご承認をいただいた上で、非公開としておりますので、よろしく願いいたします。

また、第8条第1項には、会議の議事については議事録を作成することになっております。この議事録等につきましては、情報公開の対象となっておりますので、ご承知おき願います。

次に資料番号8は「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱いに関する覚書」でございます。項目3で、「特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されており、最後の方に、可能な限り全会一致に向けて努力するものとする。」としているところでございます。

次に資料番号9は、特定最低賃金決定・改正の流れ、現在までの経過等について説明させていただきます。特定最低賃金につきましては、本年3月、既設の4業種の特定最低賃金の改正について、自動車小売業は自動車総連秋田地方協議会 議長から意向表明がなされ、その後申出期限の7月末までに適用労働者のおおむね3分の1以上の労働協約の締結がなされた旨を示す労働協約ケースの改正申出がなされました。これが資料9上段の「関係労使からの申出」になります。

次に8月19日、本審において4業種の特定最低賃金について、改正の必要性の有無について労働局長が秋田地方最低賃金審議会に対して諮問し、次の囲みの中になりますが、8月20日、9月4日の特別小委員会において関係労使参考人意見聴取を実施し、改正の必要性の有無を審議し、全会一致で改正の必要性ありと議決し、9月10日の本審において審議会から労働局長あて改正の必要性ありの答申がなされました。

大きな矢印の先になりますが、同日、労働局長が秋田地方最低賃金審議会に対し既設4業種の特定最低賃金について改正決定の調査審議を求める諮問を行い、審議会は労使団体から推薦を受けた委員により、専門部会を設置したということになります。これから審議いただくのは、囲みの、特定最賃専門部会のところになります。専門部会としては特定最低賃金額の改正について審議を行っていただくことになります。

次のページ以降は、全国の特定期最低賃金の設定件数・適用使用者数・適用労働者数等が記載された資料になります。こちらは後ほどご覧いただければと思います。

続いて、資料番号 10 と 11 は、議題の 2 で審議していただく関係参考人意見書になります。例年は、第 1 回合同専門部会において、参考人聴取を書面で行うことと、書面で行う場合の意見書様式について承認を頂いていたところですが、今年度は合同専門部会を開催できないことから、大変失礼でしたが、メールで承認を頂いたという次第です。

最後に発効日の設定につきましてご説明いたします。先ほど資料番号 2 で最短発効日について説明いたしましたが、秋田県では例年、4 つの特定期最低賃金の改定発効日を 12 月 25 日に統一しておりました。経緯といたしましては、県内で適用される労働者あるいは事業主が発効日を覚えやすいということと、周知広報が 4 つの特定期最賃合わせて行えるということでした。

今年度につきましては、改定県最賃の発効が令和 8 年 3 月 31 日となったことから、県最賃発効前に特定期最賃を発効させるか、その場合は何月何日にするのか、それとも県最賃と同一日の 3 月 31 日に発効させるかについて、各特定期最低賃金の専門部会の判断に委ねることとしたところですので、ご理解を頂きたいと思います。

最後に、机上配付しております資料について説明いたします。1 つ目は、秋田県最低賃金の本省作成リーフレットでございます。

次は、9 月 5 日から拡充された「業務改善助成金」のリーフレットと賃金引上げの支援策をまとめた「賃金引上げ支援助成金パッケージ」のリーフレットになります。

これらのリーフレットについては、県内の地方公共団体、使用者団体、労働団体、報道機関等などに郵送し、広報誌やHPへの掲載等につきまして依頼しております。また、使用者団体、労働団体にはポスターも配付し掲示を依頼したところです。多くの中小企業・小規模事業者が各種助成金を活用し早期の賃上げをしてもらうため、各種助成金の周知について、労働局として全力を挙げて取り組むこととしておりますので、委員の皆様にも、機会を捉えまして周知・広報にご協力くださいますようお願いいたします。

私からは以上です。続いて我妻指導官から説明いたします。

#### ○我妻賃金指導官

それでは、私から資料番号 12 以降について説明いたします。

資料番号 12 は「改正申出に係る協約等の最低賃金額調」です。自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業の協約の最低時間額は「1,049 円」ですので、令和 7 年度の引上げ上限額は 1,049 円となります。今年度は県最賃より 1 円高い 1,032 円から 1,049 円の間で金額審議をしていただくこととなります。

次に、資料番号 13 「賃金実態調査結果報告」について説明いたします。それでは、表紙を開いていただきまして、1 ページ「賃金実態調査の概要」をご覧ください。この調査は、

改正決定の審議に資するため、適用労働者の賃金実態を的確に把握することを目的に実施したもので、調査対象産業は、秋田県の4つの特定最低賃金に該当する産業となっております。調査対象事業所の規模については、小売業につきましては、常用労働者数が1人から29人以下の事業所となっております。

調査の対象月は、本年の6月分の賃金で、集計事業所数及び労働者数は、自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業は123事業所、労働者数1,333人となっております。特定最低賃金の適用除外労働者は、表の下にあります①から④となっております。

次に15ページをご覧ください。15ページから18ページまでが「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業の調査結果表」となります。上段の合計欄に2,624人とありますが、これは、調査結果の労働者数を復元した人数の合計となります。実数ではありませんので、ご留意願います。

一番左の欄は、時間額の分布を見るため賃金階級に分けて表示しております。その右となりの欄は、その賃金階級までに当てはまる人数を復元して表示しております。賃金階級が上がっていくと、そこまでの累計の人数が表示され、最終的には、一番上の合計欄の人数になるということになります。

次に20ページ、「秋田県賃金実態調査(賃金分布の概要)」をご覧ください。こちらは、産業別に、月平均賃金額や、時間あたり平均賃金額、月一人あたり労働時間数等を平成25年度から一覧としたものになりますので、後ほど、ご確認ください。

次に21ページ「秋田県特定最低賃金改定の未満率の推移、影響率の状況」をご覧ください。上段は、平成30年度以降の産業別の未満率を一覧にしたものでございます。未満率とは、現在の特定最賃額、自動車小売業については、980円に満たない労働者の割合を表しております。今年度の調査結果では、15ページに戻っていただき、979円の欄をご覧ください。こちらに10人、括弧書きで0.4%との表示がありますが、この0.4%が未満率となります。

続きまして、影響率についてですが、影響率というのは、現行の最低賃金を引上げて改定した場合、改定後の特定最賃に満たない労働者の割合を表したものです。今年度の自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業については、先ほど説明したとおり、1,032円から1,049円の間で金額審議を行っていただきますが、県最賃より1円高い1,032円の場合は、プラス52円ですので影響率は5.4%、上限額の1,049円の場合はプラス69円ですので影響率は7.2%となります。実態調査結果の説明については以上となります。

次に、資料番号14ですが、こちらは、秋田県特定最低賃金自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業の対象産業について示したものとなりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、資料番号15、秋田財務事務所発表の令和7年7月の「秋田県内経済情勢報告」となります。表紙をめくっていただいて、2ページの「個人消費」の項目をご覧ください。

「乗用車販売は、小型車、軽自動車为好調となっており、前年を上回っている。個人消費は緩やかに持ち直しつつある。」としております。

次に、資料番号 16 は 9 月 24 日、日本銀行秋田支店発表の「県内金融経済概況」です。2 ページをご覧ください。「個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、緩やかに回復している。乗用車販売は持ち直している。」としています。

最後に、資料番号 17 は 10 月 1 日、日本銀行秋田支店発表の「短期経済観測調査」です。2025 年 9 月調査結果では、業況判断について、小売は「最近」は 17、前回 6 月調査からの変化幅はプラス 11、「先行き」は 23、今回調査の「最近」からの変化幅はプラス 6 となっております。私からの資料の説明は以上となります。

お手元に「最低賃金決定要覧」の冊子を配付しております。こちらには、都道府県別の特定最低賃金の状況や関係法令、日本標準産業分類等が掲載されておりますので、参考にいただければと思います。私からの説明は以上となります。

#### ○伊藤部会長

ただ今の説明について、何か質問等ございますか。

特にないようですので、それでは、議題 2 の「秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に関する関係参考人意見書について」を審議いたします。事前に労使各側の関係参考人から「参考人意見書」をいただいておりますので、事務局で読み上げてください。

#### ○佐藤賃金室長

それでは、提出いただきました参考人意見書につきまして、ご報告させていただきます。

最初に資料番号 10 の労働者側からの意見書でございます。提出いただきましたのは、「秋田三菱自動車販売労働組合 執行委員長 小野寺 様」からの意見書でございます。

1 番の(1)労働組合の組織状況についてであります。全労働者数は ■■■ 名、労働組合員数は ■■■ 名、非組合員数は ■■■ 名、内管理職数は ■■■ 名、組織率は 55.5% となっております。労働組合組織率の動向についてですが、「減少傾向にある。」としており、その理由としては、「新卒入社や外国人技能実習生などが微増したものの、高齢化や組合員での退職者が年々増加の一途をたどり、全体的には減少傾向にある。」としています。

未組織労働者の内訳は、一般職員が ■■■ 名、嘱託・臨時が ■■■ 名、その他として外国人実習生・出向社員が ■■■ 名となっております。

(2)の所属する産業全体の労働組合の組織状況については、「組合員の退職やOB化が増え、整備、営業、事務などこの部門でも人手不足、また、将来的にみても担い手不足。」としています。

次の 2 の賃金の実態についてです。(1)あなたが勤務する企業における賃金の動向につ

いてですが、労働組合組織労働者の賃金の動向については、「2025年も、2024年と同水準の賃上げを獲得できたが、いまだ続く物価上昇にも追いつけず、賃上げの実感があまりない状況にある。」としており、(2)産業全体の労働者の賃金の動向については「2025年も昨年同水準程度の産業全体での賃上げはあった。来年以降の地賃の大幅な上昇等もあり、使用者側に厳しいことも承知しているが、止まらない人材不足、産業の優位性からも継続した賃上げが求められている。」としています。

(3)あなたが勤務する企業における今年の賃金引上げ状況については、本年は、賃金引上げが、「行われた。」としており、賃上げ状況については、賃金引上げの時期が4月、平均賃上げ率は3.23%、平均賃上げ額は■■■■円、勤続年数18.1年、年齢41.3歳、賃金引上げの種類は「定期昇給」、「ベースアップ」としており、その内容としましては、「賃金カーブ維持分■■■■円、賃金改善分■■■■円。」としています。賃金引上げを要求するにあたり、重視する要素としましては、「労働者の生活実態」と「産業別労働組合等の賃上げ状況」としております。

次の(4)産業全体の賃金の引上げ状況について把握している場合については、「昨年に引き続き、物価上昇や政府の動き、地賃や特賃の上げ幅予想等で賃上げをした企業が多かったと思われる。」としています。

(5)のあなたが勤務する企業における労働者で賃金が低い層の状況については、高卒初任給で最も低い者は、月額■■■■円、日額■■■■円、パートでは時間額■■■■円としています。

次に(6)あなたが勤務する企業における高年齢労働者の賃金の状況及び定年についてです。賃金が最も低い者については、賃金の月額が■■■■円、年齢は63歳、雇用形態は嘱託、職種は事務(業務スタッフ)としており、定年は60歳としています。

(7)貴方が勤務する企業における雇用形態ごとの賃金形態については、一般社員、その他は「月給」、パートは「時間給」としています。

次の(8)最低賃金の改正が、あなたが勤務する企業の賃金やベースアップの決定等に及ぼす影響についてですが、秋田県最低賃金、特定最賃とも影響は「ない」としています。

3の最近の労働者の生活実態については「あなた又は企業の労働者全体」の生活状態が1年前に比較して変わりましたか、については、「企業の労働者」の生活が「変わらない。」としております。その理由としまして「賃上げをしていただいているが、いまだ継続している物価上昇や公共料金等の値上げにより変わらないか、少し苦しくなっている状況。」としています。

(2)の現在の賃金と家計の関係については、「賃金は額面上では上がっているが、保険料等の上昇も伴い、手取りの部分ではあまり変わらず、物価上昇も相まって少しマイナスの状況。」としています。

(3)の産業全体の労働者の生活実態については、「賃上げはほとんどの企業でされたが、

各種情勢から、労働者の生活の部分では、トントンまたは支出のほうが少し多い状況。」と  
しています。

4のあなたが勤務する企業における雇用の状況についてですが、現在、労働者は、「不足  
している。」状況にあるとしており、それに対する対策としては、「昨年外国人実習生3名  
の採用をしたが、継続して今年2期生として2名採用。各専門校や高校への企業説明会も  
実施。」としています。

最後に5の秋田県特定最低賃金改正についてです。(1)令和8年度の特定最低賃金の改  
正の必要性の有無についての考えについては改正の必要性「有り」とし、その理由につい  
ては「物価上昇による苦しい生活の解消と、人口減少の止まらない秋田県においての人材  
を獲得するため。また、秋田県の地賃が1,031円となり、いよいよ全国最賃1,000円超え  
をすることから、昨年以上の産業の優位性を確保するため。」としています。

(2)のどのような点を重視して改正すべきであると考えますか。につきましては、「産業  
の優位性と特殊性、おもに高額の商品を取り扱うことや、特殊な技術が必要なこと、人材  
教育の難しさから、他職種と比べても差が必要である点。」としており、(3)の産業間、企  
業間、職種間で賃金の違いがあることについてどう思うかについては「職種によつての必  
要資格やスキル専門分野の勉強等が必要になるため自ずと差が生まれてしまうと思われ  
る。」としております。以上が労働者側の参考人意見書の内容でございます。

それでは、次に資料番号11の使用者側からの意見書につきまして、ご報告をさせていた  
だきます。提出いただきましたのは、「羽後日産モーター株式会社 取締役管理本部長 白根  
様」からの意見書でございます。

1の最近の景気状況と今後の動向についてです。貴社における過去1年間程度の経営概  
況についてですが、「非常に悪くなった。」としております。その問題点については、「車両  
仕入先(特約店契約)の業績不振に伴う、風評被害・人口減少(若年層)。」としています。今  
後の見込みにつきましては、「非常に悪くなると思う。」としており、その理由につきまし  
ては、「マーケットの縮小ならびに消費者の減少。」としています。産業全体の状況につい  
て把握している場合は、わかる範囲内で述べてくださいについては、「人口減少に伴うマー  
ケットの縮小。」としています。

次に2の賃金実態等についてです。本年の賃金改定状況については、賃金改定は「行っ  
た。」としており、賃金引上げの実施時期は4月から、平均賃上げ率は■%、平均賃上げ  
額は■■■円、平均勤続年数は22.1年、平均年齢は45.6歳、賃上げの種類は「定期昇給」  
としています。賃金改定を行う場合、どのような要素を重視していますか、につきましては  
、「企業の業績(支払能力、経理状況)」、「労働力の確保・定着」としています。

次の(2)貴社において以下の賃金を決定する場合、どのような要素を重視していますか、  
については、初任給につきましては、「企業の業績」と「世間・同業種相場」、パート・臨  
時労働者の賃金につきましては、「世間・同業種相場」、高年齢者の賃金につきましても、

「世間・同業種相場」としています。

(3) 貴社における労働者で賃金が低い層の状況については、高卒初任給で最も低い者は、月額 〇〇〇〇 円、時間額 〇〇〇 円、パートで最も低いものは時間額 〇〇〇 円、日額 〇〇〇 円、職種・年齢等の理由により、特に賃金が低い労働者は月額 〇〇〇〇 円、日額 〇〇〇 円、時間額 〇〇〇 円、職種は掃除、洗車となっており、理由は 〇〇〇〇 単純作業としています。

次の(4) 貴社における高年齢労働者の賃金及び定年制の状況についてです。賃金が最も低い者については月額 〇〇〇〇 円、日額 〇〇〇 円、時間額 〇〇〇 円、平均年齢は 70 歳、雇用形態はパート、職種は自動車整備、定年は「65 歳」としてしています。

次に(5) 貴社における雇用形態ごとの賃金形態についてですが、一般社員「月給」、臨時労働者「月給」パートは「時間給」としております。

(6) の最低賃金の改正が、貴社における賃金やベースアップの決定等に及ぼしている影響については「ない」としてしています

次に 3 の貴社における雇用の状況についてです。現在労働者は「不足している」状況にあり、講じている対策として「定年後の再雇用、外国人労働者の起用。」としています。

最後の 4 の秋田県特定最低賃金改正についてです。(1) 令和 8 年度の特最低賃金の改正の必要性の有無については、改正の必要性は「無し」としてはいますが、理由についての記載はございません。(3) 産業間、企業間、職種間で賃金の違いがあることについてどう思いますか、については「競争社会なので至極当然なこと。」としています。以上が、使用者側の参考人意見書の内容でございます。

なお事前に、メールにて各委員の皆様へ意見書を送付させていただきましたが、質問等の提出はございませんでした。以上でございます。

○伊藤部会長

ただ今の関係参考人意見書について、何かご質問等ございませんか。

○堀井委員

事前に見ていなくて申し訳ございませんが、使用者側参考人意見書の 3 ページの(3) 貴社における労働者で賃金の低い層の状況で、高卒初任給月額 〇〇〇〇 円、日額 〇〇〇 円とありますが、日額ではなく時間額ではないですか。

○佐藤賃金室長

時間額の間違いです。

○堀井委員

それから、次のページの高齢者の賃金の状況ですが、最も低い賃金額で月額 〇〇〇〇 円、

日額 ■■■■■ 円ということは、月 2 日の勤務しかない計算になりますが。

○佐藤賃金室長

年齢が平均年齢 70 歳と高齢の方なので、あり得るだろうと判断しました。

○堀井委員

わかりました。

○伊藤部会長

ありがとうございました。ほかにご質問ございませんか。

特にないようですので、なければ、これをもちまして参考人意見書の審議を終了します。

関係参考人の意見につきましては、今後の審議において参考とさせていただきたいと思  
います。

次に議題 3 「秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の金額審議に  
ついて」です。労使各側で改正決定に当たっての発効日を含む「基本的な考え方」と「金額  
提示」についてご準備いただいているようですので、お聞かせ願います。

はじめに、労働者代表委員の方から発効日を含む「基本的な考え方」と「金額提示」に  
ついてご説明をお願いします。

○保坂委員

それでは、労働者側から意見を申し上げます。秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附  
属品小売業の令和 7 年度 最低賃金改正の労働者側基本的な考え方。

1 「自動車産業の販売状況」について、2024 年度の国内新車販売に関しては 4,575,705  
台と前年比 1.0%増と、3 連続で前年実績を上回った。24 年の 4 から 9 月は一部メーカ  
ーの出荷停止で登録や届出数が落ち込みましたが、秋から回復に向かい、年明けから一部メ  
ーカで販売が伸びたため、通期ベースで登録車、軽自動車とも前年を上回りました。た  
だ、足元では部品工場の事故に伴い出荷が再び滞り、今年度は波乱の出足となっております。  
秋田県内の自動車販売市場環境については、2025 年 4 月から 9 月の新車登録台数につ  
いては 18,460 台と前年比 95.1%と前年を下回っております。

2 「2025 年総合生活改善の取り組みにおける賃上げの結果」についてです。2025 年自動  
車総連販売部門の全体の賃金改善分の獲得やカーブ維持分確保の状況については、2025 年  
7 月時点で、554 組合 92.9%において賃金カーブ維持分を確保し、内 509 組合の 96.0%が  
賃金改善を獲得しており、組合規模に関係する事なく、全体での奮闘ぶりが表れる結果と  
なっております。

3 「特定最低賃金の改善の基本的な考え方」になります。「特定最低賃金は関係労使のイ

ニシアティブにより設定する」という最低賃金法改正の趣旨からも、自動車産業における個別労使の交渉結果として締結された「企業内最低賃金協定」はより尊重されるべきであります。

2025年総合生活改善の取り組みの結果、8月27日時点においては、全体の約7割の単組において企業内最低賃金協定を締結し、平均締結額は前年を上回る185,629円の前年比プラス9,002円となっております。これを時間額に換算すると1,160円に相当します。

自動車産業において喫緊の課題である人材の確保・流出防止については、全業種において年々深刻な状況となっていることから、産業の生み出している付加価値、または仕事の質・内容に相応しい水準の特定最低賃金を確立しなければなりません。

秋田県内における移動手段は「自動車」が大半を占めています。地域社会の生活を支える重要な産業です。その産業に携わる、特に自動車整備士は、ガソリン車だけでなく電気自動車やハイブリッド車など、多様な車種に対応する高度な技術が求められています。また、販売員も専門的な知識が必要で単なる商品販売だけでなく、顧客の生活をサポートする役割も担っています。

各企業それぞれの施策や努力によって業績を維持できているのは、そこで働く「人」であり、私たち自動車産業が将来にわたって成長、発展し続けていくためには多様な人材が集まり、将来を見据えた「人への投資」が必要ではないかと考え、特定最低賃金の優位性を現状以上に確保するという考えから、以下の改正額を提示いたします。

なお、改正については昨年に引き続き、諸般の景気、経済状況を勘案し、様々な観点から議論を尽くし、全会一致での最低賃金改正を行うことが労働者側委員としての総意であります。

令和7年度秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金提示額は改正後時間額1,049円で、発効日は令和8年3月31日でよろしく願いいたします。

○伊藤部会長

ありがとうございました。

続いて、使用者代表委員の方から発効日を含む「基本的な考え方」と「金額提示」についてご説明をお願いします。

○佐々木委員

それでは、令和7年度秋田県自動車(新車)、自動車部分品、附属品小売業使用者側の最低賃金に関する基本的な考え方をお伝えいたします。

はじめに、1「新車販売の現況と今後の見通し」についてです。2025年上期、これは1月から6月の県内の新車販売台数は昨年のメーカーによる認証不正や人気車種の長納期化などの反動増もあり、前年比7.2%増の19,846台と前年実績を上回る進捗となっております。

した。しかしながら、直近3か月は新車販売価格の上昇などにより前年割れが続いております。依然としてコロナ禍前の8割程度にとどまっております。今後は物価高などマイナス要因もある中で消費意欲をどれだけ喚起できるか、先行きは不透明ではありますが、今月末に2年に1度、東京で開催されるジャパンモビリティショーの盛り上がりは潮目となり今後各社から発表される新型車が下期以降の起爆剤となることを期待しているところです。

次に、2「ベースアップの状況」についてですが、協会会員26社に調査実施した内容になります。今年のベースアップは、妥結率平均が昨年の4.97%から1.17%減少し、3.80%と3年ぶりに前年を下回りました。妥結金額の平均は昨年の11,055円から313円減少の10,742円という状況でございます。

次に、3「パート雇用状況」についてですが、こちらも協会会員26社に調査実施した内容になります。パート雇用者数は、昨年の54名から本年56名と2名増となりました。パート時給額は、昨年特定最低賃金を42円アップし980円としたことから、パート時給額平均は前年975.5円から37.7円増加の1,013.2円となっております。

最後に、4「金額審議」についてですが、すでに、秋田地方最低賃金審議会の答申も出されておりますが、結審にあたっては、最低賃金の決定基準となる労働者の生計費、賃金水準、企業の支払い能力、この3要素を精緻に議論するのが本来の審議の在り方だと思いますが、その目安が形骸化し、実質的に政府主導の賃上げになっており、各企業の実情が考慮されておられません。短時間の審議では産業構造や雇用形態の変化など、さまざまな要因を分析して改定額に反映するための具体的な議論ができず、引上げ額のみをどうするかといった議論に終始してしまいます。秋田県の最低賃金が1,031円のプラス80円と昨年から8.41%と大幅に上昇した結果、有期雇用者の賃金見直しに留まらず、正規社員を含む社内全体の賃金体系の見直しを迫られる会員企業が少なからず出てきており、これまでと同様の上げ幅を維持していくことは困難であります。会員企業の深刻な人手不足や消費者物価指数の上昇などを勘案すると僅かでも特賃としての優位性は担保するべきであるとは思いますが、今年全国の最賃審議において使用者側の退席が相次ぎ、労使の歩み寄りが難しい情勢となった今、この議論自体に意味がなく、今後も継続して特定最低賃金の優位性を維持すべきかについては廃止も含めて検討する時期に来ていると感じております。

なお、政府に対しては、昨年に引き続き中小事業者が賃上げの原資を確保できるよう生産性向上支援や価格転嫁対策の強化など中小事業者の自律的な成長を促す施策を強く要望するところです。

以上のことから、使用者側の2025年秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金提示額は現在の980円に52円をプラスした1,032円、発効日については、令和8年3月31日といたします。使用者側からは以上です。

○伊藤部会長

ありがとうございました。ただ今、労使双方から発効日を含む「基本的考え方」と「金額提示」について、ご説明をいただきました。ただ今の金額提示を見ますと、労働者側は令和8年3月31日から69円引上げて1,049円、使用者側は令和8年3月31日から52円引上げて1,032円ということでした。

それでは、労使双方の主張に対して、各委員から補足意見、ご質問等があれば出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○小河原委員

一つよろしいですか。他の3業種は答申終わっていますよね。少し教えていただきたいのですが、1回目、2回目どのくらいで決まりましたか。

○佐藤賃金室長

3特賃とも1回目です。

○小河原委員

秋田県電子部品等製造業は1,032円。1,032円以上でなければいけないという1,032円。自動車製造業は引上げ額40円、こちらも1回で決まったということですか。

○佐藤賃金室長

はい。

○小河原委員

特にもめたりはしなかったのですか。

○佐藤賃金室長

はい。1回目で決まっていますので。

○佐々木委員

すみません、先ほど質問すべきだったかもしれませんが、冊子の資料番号12の令和7年度の組合の最低賃金額調べですが、こちらの調べ方、調査の仕方というのは、全ての組合が載っていないと見受けられますが、この依頼の仕方やどのように調査しておられるのですか。

○佐藤賃金室長

こちらは、申出をする側が3分の1をクリアできれば良いという条件になっておりますので、労働組合側が選んで提出できるということになります。全数が必須ではありません。

○佐々木委員

この審議に重要になる資料だなと前々から感じている中で、全数ではないところが、言い方悪いかもかもしれませんが、ある程度操作できる。

○佐藤賃金室長

そうですね。

○佐々木委員

そこを確認したかったところです。

○三浦委員

この場での発言は議事録に載るという前提ですか。

○佐藤賃金室長

はい。

○三浦委員

使用者側からの金額審議で触れていただきましたが、これまでの審議で三要素の議論するところが、形骸化しているとの発言がございましたが、それは今後のこれまでのやり方のご意見と受け止めさせていただきます。全国の地賃の退席云々の話もありましたが、議論自体に意味がないということと、今後、廃止も含め検討する時期にきていると感じるという記載がありましたが、この場合は金額を審議する場と受け止めさせていただいて、今後の話についてはこれからの議論として受け止めてよろしかったでしょうか。

○佐藤賃金室長

制度上は、こちらは金額審議の場ですので、令和8年度の特賃の必要性の有無においては年度明けから動き出す立って付けになっております。7年度は必要性ありと決定しておりますので、こちらでは金額の審議をしていただくこととなります。

○三浦委員

ご意見いただいた、この場での審議の形骸化のご意見の話もありましたが、それについ

ては労使双方それぞれ真摯に受け止めながら議論を進めていければありがたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○伊藤部会長

ありがとうございます。ほかにご質問等の意見はございますか。

○小河原委員

金額については労働者側と使用者側とでは17円違います。そこで歩み寄れるかという話し合いになるかと思いますが、今までの推移をみますと、使用者側からすると異常です。皆様が納得する計算式というか、金額というのがはっきり計算できないですね。お互いいろいろな理屈をつけても、1,032円というのは、こちらの方としては、いろいろなことを考えた上での意思表示です。ここから歩み寄る要素がないと捉えています。どうなのでしょう。

それこそ先ほど言った、電子部品は1,032円を出されていて、ましてや40円しか引上げしていない業種もあるわけですから、そこらへんなのではないかと感じます。

○伊藤部会長

ありがとうございます。いろいろなご意見が出ておりますが、これから金額審議を進めていければと思います。

それでは、今後の金額審議の進め方ですが、いかがいたしますか。

よろしければ、公労・公使会議を開いて、現段階での労使各側のご意見を個別に伺ったうえで、今後の審議を図っていきたいと思いますが、その進め方でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○伊藤部会長

それでは、そのように進めさせていただきます。

どちらからという希望はございますか。

○伊藤部会長

それでは、労働者側から行いたいと思いますが、よろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○伊藤部会長

それではそのように進めたいと思います。

これからの会議は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程第8条第2項の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開としてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○伊藤部会長

それでは、非公開とします。

まず、別室で公益委員が協議した後、労働者側からお呼びしますので、よろしくお願ひします。

○佐々木委員

すみません。小河原委員が時間がなく、使用者側から行っていただいてよろしいでしょうか。

○伊藤部会長

労働者側委員、よろしいでしょうか。

○労働者側委員

はい。

○伊藤部会長

それでは、使用者側からお願いします。

個別会議の場所がどこになるか、事務局からお知らせ下さい。

○我妻賃金指導官

個別会議の別室として、4階の会議室を確保しておりますので、そちらへ移動をお願いします。

【 公使会議・公労会議 別紙「議事要旨」 】

○伊藤部会長

それでは審議を再開します。本日、公労・公使会議を行い、双方から意見を伺いましたが、その結果について、ご報告いたします。労働者側は令和8年3月31日から69円引上げて1,049円、使用者側は同令和8年3月31日から52円引上げて1,032円ということで、金額の一致に至りませんでした。

本日の金額審議はこれまでにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○伊藤部会長

次回の専門部会は、個別会議等を含めた金額審議を引き続き行いたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

一方で、現状このまま歩み寄りが難しく、ここにいるメンバーで採決をとる形になると基本的に地賃で行っているような、本審と全く同じプロセスに入っていくこととなります。本審の会議を開き、さらにそこで採決をとるという可能性も発生してきます。特賃の性質上、労使のイニシアティブで決定できることを公益としては望んでおります。今後の議論に向けて、次回、それぞれの活発な議論をして合意できるようにご協力よろしく願いいたします。

では、議題4「その他」として、事務局から何かありますか。

○佐藤賃金室長

本日、結審いたしませんでしたので、第2回の専門部会は、11月5日に開催いたしますが、会場が未定となっております。この後、早急に手配して、皆様にご連絡を差し上げたいと思いますのでよろしく願いいたします。事務局からは以上です。

○伊藤部会長

今回は、是非とも全会一致での結審に向けて議論を重ねたいと考えておりますので、皆様方のご協力よろしく願いいたします。

その他何かご意見等ございますか。

○佐々木委員

2回目の11月5日ですが、他の部会が結審したのであれば、日にちの調整は可能ですか。

○佐藤賃金室長

11月5日ではなく、別の日程ということですか。

○佐々木委員

他の部会が第2回目を開催するのであればこの日にちでいくしかないでしょうが、そちらが開かれないというのであれば、それを含めて、当然皆様の都合もございますが、出来れば全員が参加できる日程を再度調整していただきたいことを提案いたします。

○伊藤部会長

日程が変更になると、この議論に何の良いことがありますか。

○佐々木委員

今だと、欠席の方もいらっしゃるので、皆さんが参加できる日程に調整できないかと。審議が前向きになるとか、そういう意味ではありませんが、結審になりづらい状況ですので、皆さんがいるところで審議をしたいと思っの提案でした。

○伊藤部会長

日程を再度取り直すのは、かなり時間を要するイメージがございますが。

○佐藤賃金室長

11月5日が当初の皆様のご都合をお聞きして、出席者が一番多い日だったわけです。最初にお聞きした予定に変更があれば、日にちをずらすこともあろうかと思ひます。11月5日を基本として、皆様方のご都合のよい日に変更することで事務局が動いてよろしいでしょうか。

○嵯峨委員

第2回を予定していた電子の28日と非鉄の29日の本来開かれるはずの日が、人が集まるのであればそちらに変更しても良いのですが、こちらにいる方々は28日と29日はどうですか。そういう調整はできるのではないのでしょうか。それとも、これ以外の日ということの再調整ですか。

○佐々木委員

はい。

○嵯峨委員

それは前もって決めて、一番多い日だったわけで、11月5日でも決まらない可能性があるのであれば、日程の再調整は必要ではないかと思います。

○佐藤賃金室長

それでは、28日と29日は会場を押えていますので。

○伊藤部会長

今の議論しているのは、2回目を28日か29日に行いましょうということですか。

○佐藤賃金室長

もしくは、もう一度、来週からのカレンダーを作成し、お送りして11月5日を基本としつつ、第3回があるとすれば、それ以降のカレンダーを付けて皆様にメールをお送りして調整することになります。

○伊藤部会長

第3回があること的前提ですが、どうでしょうか。

○佐藤賃金室長

事務局としては、先ほどもお話しましたが、特賃はとにかく労使で決めてくださいという立て付けですので、決まらなければ公益もどうぞ勝手に決まるまで行ってくださいという立て付けで良いことになっていますので、2回でも3回でも4回でも5回でも決まるまで永遠に労使で行ってくださいというのが基本です。それが基本ということを十分ご理解いただきたいと思います。

そんな時間がないので決を採ってくださいということであれば公益が公益委員見解を示し決を採ります。ただし、金額については、どうなるかわかりません。その後に、本審をセットして、そこでまた決を採っていただき、2回採決をすることになりますので非常に時間がかかりますし、本審の日程調整もしなければいけなくなります。

○伊藤部会長

そうですね。

○佐藤賃金室長

その辺りの事情もご理解いただきたいと思います。

○伊藤部会長

次回の第2回を、11月5日を基本に、もう一度日程調整をしていただくことでよろしいでしょうか。

○佐藤賃金室長

そうであれば、本日の午後にも、そちらの作業にかからせていただきます。

○伊藤部会長

現状で労使とも、11月5日の欠席者が出ているところを、欠席者の出ない日付があるかどうかを事務局にもう一度確認していただく作業していただき、それで日程と時間が採れればということになりますが、皆様が賛成していただければ事務局にお願いすることよろしいでしょうか。

○佐々木委員

使用者側は良いです。

○三浦委員

新たな提案かもしれませんが、事務局からご説明いただいたとおり、労使での話し合いが必要なのかなという部分で、11月5日の第2回は設定しつつ、その前段に労使で打ち合わせをするのはありますか。

○伊藤部会長

もちろんあります。

○佐藤賃金室長

いわゆる議事録に残らない部分で、ということですか。

○三浦委員

そうです。労働者側も意見を取りまとめたいです。

○佐々木委員

6人であれば日程調整も可能ですね。

○三浦委員

事前に話し合いをして、決まっている11月5日に最終確認をするのはどうでしょうか。

○伊藤部会長

6人全員揃っているこの状態で話し合いをしていただいても我々は問題ありません。第2回ではなく、ここでお話しても全く問題ありません。今、ここでの議論が難しければ第2回を設定していただいてそこで議論していただくことも可能です。

それぞれ3人ずつ揃っているタイミングでなければならないことが、労使双方で合意しているのであれば、次回の場所を用意するのには問題ありません。

それが第2回の会議に当たるのか、調整によりますが、一度事務局で日程調整していただいてよろしいでしょうか。

○佐藤貸金室長

三浦委員の提案は、専門部会ではない部分で、第2回に向けての話し合いの場ということです。

○佐々木委員

それは私の方で調整いたします。

○伊藤部会長

6人で行う場ということですか。

○佐々木委員

そうです。

○伊藤部会長

11月5日はそのままということで、日程調整しなくても良いという考えですね。

○佐々木委員

はい、一度そこで調整したいと思います。5日の前に話し合いの調整ができなければ、すぐにご連絡いたします。おそらく今日中に調整はできるかと思います。

○伊藤部会長

日程含めて両者にお任せいたします。

それでは、第2回は11月5日に開催させていただくことでよろしいでしょうか。

○委員多数

はい。

○伊藤部会長

その他何かございますか。

特になければ、これで第1回専門部会を終了いたします。お疲れ様でした。